

平成28年度第2回
「2020年東京オリンピック・パラリンピック
環境アセスメント評価委員会」

速 記 録

平成28年5月13日（金）

都庁第一本庁舎33階南塔 特別会議室S6

(午前10時00分開会)

○川道オリパラアセスメント担当課長 皆様、おはようございます。

それでは、定刻となりましたので、会を始めさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

本日は、お忙しい中、委員の皆様には御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

ただいまから、平成28年度第2回「2020年東京オリンピック・パラリンピック環境アセスメント評価委員会」を開催いたします。

初めに、評価委員会を公開で行うことにつきまして、平成25年12月の評価委員会で既に御了承をいただいておりますので、本評価委員会は公開とさせていただきます。傍聴の方は途中退席されても結構です。なお、御発言等は御遠慮いただきますようお願いいたします。

連絡事項になるのですが、本日、野部委員が所用のため、11時で御退席と伺っております。

それから、前回の評価委員会の際に欠席しておりました、環境局の担当者が1名交代しておりますので御挨拶をさせていただきます。自治体連携推進担当課長の長谷川でございます。

○長谷川自治体連携推進担当課長 自治体連携推進担当課長の長谷川でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○川道オリパラアセスメント担当課長 それでは、本日の議題でございますけれども、会議次第でございますとおり、オリンピックアクアティクスセンターと有明アリーナにつきまして評価書案の項目別審議がございます。また、選手村につきまして、フォローアップ計画書が公表されましたので御報告させていただきます。

本日は、柳会長が所用により御欠席でございますので、会長代理の山本委員に進行をお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

○山本会長代理 山本です。おはようございます。

柳先生がお休みで私がかわりをさせていただきます。会長代理だったことをころっと忘れていまして少々慌てておりますけれども、まごつくことがあるかもしれませんが、ふなれなところは皆様方に助けていただいて、会議を円滑に進めてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議事に従って進めてまいります。

議事1ですけれども、「オリンピックアクアティクスセンターについて」で、前回に引き続

きまして評価書案の項目別審議を中項目ごとに行います。

まず初めに、大項目分類の環境項目における中項目「主要環境」の小項目「大気等」について審議を行います。こちらは片谷委員に検討していただいております。

それでは、「大気等」につきまして事務局から説明をお願いします。

○川道オリパラアセスメント担当課長 それでは、「大気等」について説明を申し上げます。資料2-1をご覧ください。

読み上げさせていただきます。

「審議資料

項目：主要環境（大気等）

担当：片谷委員」

意 見

【大気等】

- 1 工事用車両の走行に伴う大気等の評価において、近接して環境影響評価条例の対象事業が計画されていることから、当該計画の影響を考慮すること。

【大気等】

- 2 建設機械の稼働に伴う大気等の評価において、最大着地濃度地点では本事業による寄与率が高い上に、二酸化窒素については環境基準を超えている。このため、環境保全措置を徹底するとともに、より一層の環境保全措置についても検討すること。

以上の2点でございます。

調整の経緯について御説明させていただきます。

まず、意見の1番につきましてですが、オリンピックアクアティクスセンターの環境影響評価書案の82ページの図9.1-13に、工事用車両の走行に伴う大気等の影響について書いてある図面がございます。図の左下に「No.1」と書かれている地点がございます。こちらが予測地点になるのですが、いわゆる三ツ目通りの交通断面をとっているところでございまして、計画地は右上の「オリンピックアクアティクスセンター」と書かれた赤色の破線になりますが、三ツ目通りを挟んだ左側が都営辰巳一丁目団地となります。都営辰巳一丁目団地につきましては建てかえ事業が今行われておりまして、それによって建てかえ事業の工事車両も同じく三ツ目通りを通るということですので、これの影響を考慮していただきたいという意見でございます。

続いて2番、建設機械の稼働に伴うものについては、104ページに「表9.1-40（1） 建設機

械の稼働に伴う二酸化窒素の影響の評価」が書かれています。このうち真ん中の「将来濃度」の「日平均値の年間98%値 (ppm)」を御覧いただきたいのですが、0.070ppm、寄与率が51.3%ということで高い数値が出てございます。環境基準は0.04ppm～0.06ppmの範囲になりますので、環境基準を超えているということになりますので、より一層の配慮を願いますという意見でございます。

以上でございます。

○山本会長代理 それでは御担当の片谷委員、ただいまの説明につきまして、何か補足することがありましたらよろしくお願いします。

○片谷委員 今、御説明いただいたとおりなのですが、1番目につきましては、たまたま三ツ目通りを挟んだ反対側に都営の団地がちょうど建てかえ事業の時期に入っております、民間事業ですと、その影響を考慮して例えばスケジュールの調整を図ったりということは困難であろうと思っておりますけれども、東京都の事業ですので、できるだけピークが重なったりすることがないように配慮が求められるという趣旨で意見を出させていただきました。

2番目は、東京都内の案件ではしばしば起こることで、どうしても建設機械の稼働に伴う濃度の上昇が完全には防げないことが起こります。環境基準を超えることを本当は避けなければならないわけですが、超えてしまうにしても、それを最小限にするように環境保全措置を徹底していただくということを求めるような趣旨の意見でございます。

○山本会長代理 ありがとうございます。

それでは各委員の先生方、「大気等」につきまして、御意見あるいは御質問はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

御意見がないようですので、「大気等」につきましては指摘の趣旨を評価委員会意見案に入れることにいたします。

それでは、次に移ります。

中項目「生態系」の小項目「生物の生育・生息基盤」、「生物・生態系」、「緑」についてこれから審議を行います。こちらは興水委員に検討していただいております。

それでは、「生物の生育・生息基盤」「生物・生態系」「緑」について事務局から説明をお願いします。

○川道オリパラアセスメント担当課長 それでは、資料2-2を御覧ください。

「審議資料

項目：生態系（生物の生育・生息基盤、生物・生態系、緑）

担当：興水委員」

意見

【生物の生育・生息基盤、生物・生態系、緑 共通】

- 1 緑化計画の具体化に当たっては、「植栽時における在来種選定ガイドライン」や辰巳の森海浜公園に生育している樹種等を参考にするなど、計画地に適した緑化を行うこと。

【緑】

- 2 当該施設整備後の計画地内の緑化面積について示し、緑の量の変化の程度について明らかにすること。また、当該施設は辰巳の森海浜公園内に建設されることから、緑の量のほか、新たに植栽する緑が持つ機能についても考慮し、より良い緑の空間となるよう努めること。

以上、2点でございます。

まず、資料2-2を1枚おめくりいただきますと、緑化計画の説明をした26ページと書かれているものと、その裏面に緑化計画図が書かれている27ページがございます。評価書案の26ページ、27ページを御覧いただきたいのですが、これの差しかえになってございまして、今、申し上げた意見については差しかえた内容をもとに意見をつくっているということでございます。

差しかわった内容なのですけれども、図面を御覧ください。図書では、赤の破線で囲まれた計画地内に緑の部分が示されてございません。今回、添付してあります差しかえの資料には、緑の緑化計画が計画地内についても書かれているということが違いでございます。

26ページに緑化計画の作文がございます。こちらの違いになりますけれども、添付している修正版では、「(7) 緑化計画」と書かれている作文の上から3行目、「地上部緑化約81,000m²」となつてございまして、修正前が79,000m²ですので、およそ2,000m²ほど計画地内の緑化の面積がふえているということになってございます。

この意見をつくるに至った経緯の御説明に戻らせていただきます。120ページの「9.2 生物の生育・生息基盤」の「9.2.3 ミティゲーション」の(1)のポツの3つ目になります。「辰巳の森海浜公園との連続性を確保し、高木、中木等を植栽する計画としている」と書いてございます。計画地内の緑化につきましては一応記述がこの程度になってございまして、具体的に樹種はどのようなのですかという話になるのですけれども、緑化計画では、立地条件等を踏まえて今後検討するという事で具体的なことが書かれていないということでございます。

それから、アクアティクスセンターの意見見解書、薄い冊子がございます。こちらの23ページの中段、「項目」の「2. 緑」を御覧いただきたいのですが、「緑」について意見がついてございます。その2段落目なのですが、「植栽計画樹種については、東京湾岸に生育可能であることのほか、『植栽時における在来種選定ガイドライン』を参考に、植栽地の環境に適した在来種を植栽するよう配慮されたい」という意見がございまして、「実施者の見解」についても、「『植栽時における在来種選定ガイドライン』（平成26年5月 東京都）も参考に、植栽樹種を検討します」と書かれていまして、在来種選定ガイドラインを使って樹種を選定してくださいという意見を述べているところです。

「緑」の2の意見につきまして、緑化面積について示して、緑の量の変化について明らかにしてくださいということなのですが、先ほど申し上げたとおり、およそ2,000m²は恐らく計画地内でふえているのだらうと思うのですが、計画地内の緑について、もう少し具体的な記述をいただきたいというのが1点目でございます。それから「また」以下、「当該施設は辰巳の森海浜公園内に建設されることから」ということなのですが、今回の計画地の西側なり南側というのは、辰巳の森海浜公園で広大な公園が連続していますので、緑の量だけではなくこれらの機能にも配慮していただきたいと書いてあるとおりでございますけれども、意見を添えているということでございます。

以上でございます。

○山本会長代理 ありがとうございます。

これは、差しかえに対する意見になっているということでしたか。

○川道オリパラアセスメント担当課長 おっしゃるとおりでございます。差しかえた今の計画地内に緑が入っている状態で興水委員と事前に協議をさせていただいて、それに基づく意見でございます。

○山本会長代理 分かりました。

それでは、御担当の興水委員、補足説明等がございましたらお願いします。

○興水委員 今、詳細に御説明をいただきましたとおりでございます。

評価書案の117ページをお開きいただきますと、「図9.2-9 現存植生図」という図がございます。かなりモザイク状にいろいろな植生が既に存在しているわけでありまして、この場所は御説明のようにかなり以前にしゅんせつ、埋め立てをした場所で、それ以降公園ができて、その後もいろいろな植生が展開している場所でございます。

従来もそうでしたけれども、とりわけ「生物・生態系」とか「緑」という項目になります

と、現地に立派な森というのでしょうか、緑がないと評価しないという捉え方をしてしまうのですけれども、別に森がなくても、雑草群落であるとかいわゆる海浜部に独特の植生がありますので、そうしたものを意識しながら緑の回復を図ってもらいたい。あるいはそういう生態系の回復を図ってほしいというのが基本でございます。

そういう意味では、評価書案では1の指摘事項である緑化計画の具体化に当たっては、植栽時における在来種を使いなさいということはおもったものですが、それに加えて、臨海部独特の公園の植栽樹種といったものを検討しながら、ふさわしい緑化をしてほしい、生物・生息空間を再生してほしいという趣旨でございます。

2番目の緑については、量もさることながらどういう機能を持った緑をそこに再生しようとするのかということも含めて、緑の持つ機能について考慮して、より質の高い緑の空間を再生してほしいという趣旨の意見を加えました。

以上でございます。

○山本会長代理 ありがとうございます。

それでは、委員の先生方、ほかに「緑」について御意見、御質問等がございますでしょうか。

中杉委員、どうぞ。

○中杉委員 資料2-2に添付されている27ページの差しかえの図なのですが、「緑化」と書いてあるのですが、この「緑化」は何を意味しているのかがよく分からない。このままだと、この緑の部分が全部この計画の中で緑化をするのかと読めますし、これのところの表現が少し適切ではないのではないか。評価書の117ページの先ほどの図を見ると、上のグラウンドがある部分は現存植生図も入っていないし、そのかわりに海浜部には入っている。そこから辺のあれが非常に曖昧なので、少しこの図が分かるように適切に書きかえていただいたほうがよろしいかと思えます。

○山本会長代理 ありがとうございます。

多分、担当者レベルではお分かりなのでしょうけれども、確におっしゃるとおりだと思いますので、もう一度説明していただけますか。

○臼井施設調整担当課長 この緑化の部分ということで、詳しくは担当から説明させていただければと思います。

○オリンピック・パラリンピック準備局 御説明します。

緑化計画については、江東区さんと今協議の最中ですが、緑化計画書を出すに当た

っての母数の緑の面積を辰巳の森海浜公園全体のワンブロックで御協議させていただいていくということで、その対象の面積という意味で「緑化」と入れさせていただきましたけれども、新規の緑化と既存の公園の緑化のところが不明だという御指摘かと思っておりますので、塗り分けの仕方という部分について対応を考慮させていただきたいと思っております。

○山本会長代理 ありがとうございます。

中杉委員、いかがですか、それでよろしいでしょうか。既存の部分と新規の部分のすみ分けがよく分からない図なので、それを評価書ではちゃんとしてくださいという意見でした。

ほかに御意見はございますでしょうか。

在来種選定ガイドラインというのは、外来種もあるからという意味なのですか。

○興水委員 とりわけ最近の考え方としては、生物多様性が国際的にも指摘されているところから、その国、その地域の生物多様性を大事にしていこうということで、いたずらにいろいろな樹種をたくさん使えばいいということではなくて、一つの秩序ある生態系を大事にしていこうということで、在来種を重視していこうという考え方があるのです。

ところが、在来種だけですと、ほかの木はいけないのかという話になりますと、極端なことを言いますとチューリップも植えてはいけない、桜も植えてはいけないという話になるわけです。それではおかしいだろう、その地域の歴史、文化、あるいはその生活を含めた形でのより健全な多様性を考えるべきだという意味では、在来種のガイドラインに加えて緑化計画を合理性のあるものにしていったほうが良いという趣旨でございます。

○山本会長代理 分かりました。ありがとうございます。

ほかに御意見、御質問はございますか。緑化、生物・生態系あるいは生息基盤ですけれども、よろしいでしょうか。

それでは、御意見がないようですので、「生物の生育・生息基盤」、「生物・生態系」、「緑」につきましては、指摘の趣旨を評価委員会意見案に入れることにいたします。ありがとうございました。

次に中項目「アメニティ・文化」の中の小項目「自然との触れ合い活動の場」、「歩行者空間の快適性」についての審議を行います。こちらも興水委員に検討していただいております。

それでは、「自然との触れ合い活動の場」、「歩行者空間の快適性」につきまして、事務局から説明をお願いします。

○川道オリパラアセスメント担当課長 それでは、資料2-3をご覧ください。

「審議資料

項目：アメニティ・文化（自然との触れ合い活動の場、歩行者空間の快適性）

担当：興水委員」

意見

【自然との触れ合い活動の場】

- 1 計画地は辰巳の森海浜公園内にあり、計画地の西側及び南側は自然との触れ合い活動の場として利用されていることから、建設機械の稼働に当たっては、事前に工事工程や建設機械の配置を詳細に検討するなど、公園利用者の活動を阻害しないよう、より一層の環境保全のための措置を講じること。

【歩行者空間の快適性】

- 2 暑さ対策について可能な限りの配慮を行う計画としていることから、公園管理者や道路管理者等と十分に連携を図り、緑陰を確保するなど、より一層の暑さ対策に努めること。

以上の2点でございます。

まず、1点目でございますけれども、271ページを御覧ください。「9.8 自然との触れ合い活動の場」の「9.8.2 予測」でございます。「(5) 予測結果」の「2) 自然との触れ合い活動の阻害又は促進の程度」の1行目から3行目に書いてございますが、「建設機械の稼働に伴う大気汚染、騒音・振動、工事用車両の走行に伴う影響が考えられる。建設機械の稼働に伴う大気汚染等については、排出ガス対策型建設機械を使用する計画としており、その影響を低減する」ということで、大気汚染対策について書かれてございます。

273ページに評価が書いてございます。「9.8.4 評価」の「(2) 評価の結果」の「2) 自然との触れ合い活動の阻害又は促進の程度」ということで、こちらには「事業の実施における建設機械の稼働、工事用車両の走行により、計画地周辺における自然との触れ合い活動が阻害されるおそれがあるが、工事区域周辺には仮囲いを設置し、建設機械の稼働における影響を低減する」と書いてございます。このように建設機械の稼働に伴う影響についても書いてあるのですけれども、工事の騒音が比較的近いところで発生しますので、公園利用者に対して配慮していただきたいというのが1点目でございます。

2点目の「歩行者空間の快適性」でございますが、288ページには「歩行者空間の快適性」についてミティゲーションが載っております。「(1) 予測に反映しなかった措置」のポツの3つ目に「計画地内における緑道の確保等歩行者空間の暑さ対策について可能な限りの配慮

を行う計画である」としてございます。

「歩行者空間の快適性」の話が分かりづらいのですけれども、285ページの「図9.9-6 歩行者を感じる快適性の程度に係る予測地点」で書いてございます。最寄り駅が潮見駅、辰巳駅、新木場駅の3つがございまして、それぞれから計画地のアクセスのルートが書いてございます。途中のアクセス経路にそれぞれの街路樹等がございまして、こちらについては、今回アセスメントで変更されませんので程度は変わらないということになりますけれども、まず、アクアティクスセンターの計画地に至る途中で辰巳の森海浜公園の中を通るルートがございまして、辰巳駅から来るルートと新木場駅から来るルートは、途中で公園内あるいは公園の脇を通ってくるということになりますので、公園の管理者と連携を図って緑陰をふやしたりといったことをしてくださいということでございます。

それから、区道になるのですけれども、アクアティクスセンターの計画地の北側を東西に通っています道路につきましては、こちらは別途お話が出るかもしれませんが、電線の地中化の工事が行われる予定と伺っております。そうしますと道路を掘りますので掘った後に道路を戻して、電柱があった場所は当然無電柱化されますので、そういったところに何かしらの緑を確保するなどしていただければ、緑陰がふえて快適性が高まると考えますので、道路管理者は江東区になろうかと思っておりますけれども、江東区様とも連携をしながら、道中の緑陰がふえるような取り組みをしていただければいいのではないかとということで意見を書かせていただいております。

以上でございます。

○山本会長代理 ありがとうございます。

それでは、興水委員、補足がございましたらお願いいたします。

○興水委員 これも御説明があったとおりでございます。

先ほど御指摘もありましたけれども、この評価書案を精査いたしますといろいろ分からない部分が出てくるわけです。例えば評価書の272ページに「図9.8-3 オリピックアクアティクスセンター配置イメージ」があって、自然との触れ合い活動が周辺からどのように接近するかというイメージ図が出ている。あくまでイメージ図ですから詳細にどうしようということでご覧いただいているわけではないのですけれども、アクアティクスセンターに対してデッキレベルで観客なり、利用者がアクセスするという絵になっております。

ほかからどういうふうにアプローチするのかということになりますと、今度は評価書案の277ページに、これも先ほど御説明がございましたけれども、周辺からの利用はどうか、

そこに街路樹がどのように整備されるかという絵ですけれども、この絵で見ますと右上に潮見駅からアクセスするところに矢印が入っておりますけれども、これも大事な動線になるのです。それが272ページでは表現されていないというような理解しにくい部分があったり、少し全体の図の整合性が悪いので、いろいろな御意見なり御質問が出るのではないかと、私もその辺がどうなっているのかと疑問を持ちました。

そういう意味で、指摘事項は公園管理者や道路管理者と十分に連携を図り、緑陰を確保するという話だけにとどめておりますけれども、実際には、触れ合い活動の場も含めてより機能性のあるアクセスルートを確保すると同時に、歩行者空間の快適性が確保されるような緑化計画を考えていかなければいけないだろうということをお話させてあります。

さらに加えますと、この建物は大屋根がかかる。大屋根の下も272ページを見ますと何となく緑色のような色が塗ってあるので、これは一体何なのかということになりますと、ちょっと理解しにくい部分もあったりして、より詳細な整合性、適正化を図る必要があるだろうと思っております。

以上でございます。

○山本会長代理 ありがとうございます。

分かりにくいところがいっぱいあるという御指摘のようですけれども、御質問、御意見はございますでしょうか。

今の評価書案で、先ほど説明があったのは結局計画地内のことは書いてあるけれども、そこに至る動線のことについては何も触れられていないところですか。

○川道オリパラアセスメント担当課長 今回の評価書案が破線で書かれている計画地内についての図書になりますので、その外についても当然道路の管理の一環等で整備なり、保全なり何かしらなされると思うのですけれども、今回のアセスの図書ではそれが対象外で触れられていなくて、一応図書の中では変わらない前提でお話をしていますので、各駅から破線の計画地の周辺までは現状のままという前提で御説明をさせていただきました。今のでお答えになっていないでしょうか。

○山本会長代理 ですから、全体としてうまくやってくださいという意味ですよ。

○川道オリパラアセスメント担当課長 そうです。

一応、計画地の外ですので対象外ではあるものの、道路管理者、公園管理者と連携を図っていただけるとよろしいのではないかと。計画地外ではありますがという前提つきですけれども

も、意見をつけているところがございます。

○山本会長代理 了解しました。

ほかに御意見、御質問はございますでしょうか。

どうぞ、片谷委員。

○片谷委員 今、川道課長がおっしゃったことは確かにもっともではあるのですが、一方で、交通渋滞であるとか交通安全はエリアの外まで議論しているわけで、そこは若干不整合もあるわけです。人の動線は最寄りの駅からこの敷地に至るまで普通は歩いてくるわけですので、図書で扱うかどうかは事務局の御判断でいいのですが、オリンピックアセス全体として見れば配慮が必要な事項であることは確かなので、図書に書くかどうかはどちらでも私は構わないと思いますが、事務局と事業担当部局の間できちんとその辺は話をしておいていただくとよろしいかと思えます。

○山本会長代理 ありがとうございます。

輿水先生、何かつけ加える点がありましたら、どうぞ。

○輿水委員 これは、実は事務局との検討の中で意見として申し上げたのですが、今の片谷委員の御指摘のとおりですので、計画地の中の話なのか、外側なのかということで、これはあくまで環境影響評価ですから、外側に対する影響はどうかということを重視するのです。単なる敷地内の環境評価だけではなくて、環境影響評価ですから周辺との関係を大事にしていく。それが環境を正しく評価して保全するということにつながるわけですから、大変厳しい言い方をすれば、このオリンピックアセスでは、どうも都合のいいときには内側だけにして、都合の悪いときは外側に余り触れないというものがちょっと散見されるので、その辺を片谷委員もお感じになられて、あえて御発言されたのだと思います。私も事務局との間でも、これは環境アセスなのか、環境影響評価アセスのどちらなのかということは折に触れ、感想と意見を申し上げたところです。

○山本会長代理 ありがとうございます。

確かに緑化は敷地の中をまず考えるけれども、熱とか自然との触れ合い活動の場というのは外の話とのつながりがあるので、お二人の御意見は当然それを考えないとだめだという御意見ですよ。

○輿水委員 はい。

○山本会長代理 そういふことですので、何か事務局からつけ加えることがありましたら。

○臼井施設調整担当課長 オリパラ局の臼井でございます。例えばアクアティクスセンター

の意見見解書の26ページを御覧いただきますと、こちらはアクセシビリティの項目の右上の「実施者の見解」のところにあり、施設管理者等に働きかけていくようなことを実施者としても考えてございますので、皆様がおっしゃられているような趣旨を踏まえまして、オリンピックを開催する際にそれぞれの施設管理者と協調しながら進めていくことを考えてございますので、補足させていただければと思っているところでございます。

以上です。

○山本会長代理 分かりました。

あと、屋根の分で大きな影ができるはずだという御指摘もありましたけれども、これはどうなのでしょう。その部分については熱対策として特に含んでいない、あるいは考えているのか。

○オリンピック・パラリンピック準備局 御指摘がありました272ページの配置イメージ図は、基本設計図書から引用してきているような、最初に先生からも模式図という単語があったかと思えますけれども、もう一回設計が進んだ段階での緑の範囲と対応できるように、実際のものに近いようなイメージ図に修正する方向で調整をしたいと思えます。

○山本会長代理 ありがとうございます。

奥水先生、それでよろしいでしょうか。

○奥水委員 結構です。

○山本会長代理 ありがとうございます。

ほかに御意見、御質問はございますでしょうか。「自然との触れ合い活動の場」と「歩行者空間の快適性」の2点ですが、よろしいでしょうか。

それでは、御意見がないようですので、「自然との触れ合い活動の場」と「歩行者空間の快適性」につきましては、指摘の趣旨を評価委員会意見案に入れることにいたします。ありがとうございました。

引き続きまして、大項目分類の社会・経済項目の審議を行いたいと思えます。社会・経済項目のうち、中項目「土地利用」の中の小項目「土地利用」について審議を行います。こちらも奥水委員に検討していただいております。

それでは、「土地利用」につきまして事務局から御説明をお願いします。

○川道オリパラアセスメント担当課長 それでは、資料2-4を御覧ください。

「審議資料

項目：土地利用（土地利用）

担当：興水委員」

意 見

【土地利用】

- 1 辰巳の森海浜公園内の未開園地にスポーツ施設が建設されることから、「江東区オリンピック・パラリンピックまちづくり基本計画」等と整合を図るとともに、既存の公園をはじめ、周辺施設と一体となった土地利用を図っていくこと。

以上、1点でございます。

評価書案の366ページを御覧ください。土地利用の評価、結論の部分が書いてございます。「9.15.4 評価」の「(2) 評価の結果」でございます。3行目以降にずっと書いてあるのですが、東京都の長期ビジョンあるいは江東区オリンピック・パラリンピックまちづくり基本計画等でこれこれこういうことが書かれているということが書いてございまして、これらと整合は図られていますよということで、したがって評価の指標は満足するという作文でございまして。

このように長期ビジョンなり、江東区の基本計画に沿っている計画ですということで書かれていますので、土地利用としては満足するのかと考えておりますが、これらとの整合をきちんと図って下さいということを改めて申し上げるとともに、アクアティクスセンターの南東側に東京辰巳国際水泳場などの競技施設がございます。さらに東に行きますと夢の島公園のところにも文化スポーツ施設がございます。こういった周辺施設もございますので、これらとの連携と申しますか、一体となった土地利用を図っていただきたいという意見でございます。

○山本会長代理 それでは、興水委員、補足説明がございましたらお願いします。

○興水委員 このエリアは、オリンピック・パラリンピックの会場のベイエリアとしての中心的なエリアなのです。江東区にある既存の施設の利用も含めて、実際にはここで相当アクティブにオリンピック活動が展開されるだろうということが予想されるわけです。そういう意味では、このオリンピック・パラリンピックアセスでは「土地利用」という項目が入っているのです。東京都の普通のアセスでは「土地利用」は入っていないのですけれども、「土地利用」が入っているということは、これだけ影響の大きい施設がオリンピック・パラリンピックで入ってくる、さらにその活動が非常に印象深く展開され、オリンピック・パラリンピックが終わった後もこの地域のイメージががらっと変わるようなことが起こり得るだろうということになりますと、広い視野からこのエリアの将来の都市活動、土地利用がどう変化

していくかということについては配慮する必要があるということで、この「土地利用」の項目が入っていると私は理解をしているわけです。

そう理解しますと、ここで書かれていることは確かに江東区の基本計画について十分配慮して行いなさいというのは正しい。そのとおりで結構だと思っています。さらに具体的にきちんと将来計画、周辺の施設も含めて総合的な計画をつくって、それに基づいた総合的な視点からの配慮が必要ですよということの指摘をいたしました。

以上です。

○山本会長代理 ありがとうございます。

それでは、他の委員の方、御意見、御質問はございますでしょうか。

プールが2つできるという指摘もありましたけれども、その利用を含めて、これは社会・経済項目ですので、その観点と江東区の基本計画という観点と2つありますけれども、それをちゃんと勘案して土地利用をうまくやってくださいという意見になっています。何か御質問はございますか。よろしいでしょうか。

御意見がないようですので、「土地利用」につきましては指摘の趣旨を評価委員会意見案に入れることにいたします。ありがとうございます。

次に、中項目の中の「安全・衛生・安心」の小項目「安全」と「消防・防災」について審議を行います。こちらは中口委員に検討をしていただいております。

それでは、「安全」と「消防・防災」につきまして事務局から説明をお願いします。

○川道オリパラアセスメント担当課長 資料2-5を御覧ください。

「審議資料

項目：安全・衛生・安心（安全、消防・防災）

担当：中口委員」

意 見

【安全】

- 1 東京都等が定めた移動円滑化等に係る計画、要綱等のほか、策定が進められている「Tokyo2020アクセシビリティ・ガイドライン」に基づき、だれもが安全に利用できるよう努めること。

【消防・防災】

- 2 一時滞在施設としての利用を想定した施設としていることから、受け入れ人数や備蓄など、計画建築物における帰宅困難者対策について具体的に説明すること。

以上の2点でございます。

まず、1点目の「安全」につきましては、先ほどのオリンピック・パラリンピック準備局の臼井課長が開いたところと同じところになりますけれども、アクアティクスセンターの意見見解書の26ページを御覧ください。上の「9. 公共交通へのアクセシビリティ」に「実施者の見解」のところにも書いてございますけれども、「(1) 大会時の観客や選手の主要な動線については、国や組織委員会とともに協議会を設置して策定を進めている『Tokyo2020 アクセシビリティ・ガイドライン』に基づき、今後、都有施設については必要な対応を行っていく」と書いています。あとは、別途必要に応じて施設管理者等にも働きかけていきますということが書かれてございます。

このように、Tokyo2020 アクセシビリティ・ガイドラインに基づいてきちんとやっていますと書かれていますので、これに基づいてきちんとやってくださいということを念のために書かせていただいているところでございます。なお、Tokyo2020 アクセシビリティ・ガイドラインにつきましてはまだ完成してございませんので、策定が進められていることになっていきますけれども、今のところは暫定版で、施設にかかわる部分のガイドラインが先行して暫定的にできているということで、それ以外の対策については現在進行形で策定中でございます。

「消防・防災」の2番になりますけれども、評価書案の411ページに「9.17 消防・防災」の「(5) 予測結果」がございます。これの「1) 耐震性の程度」なのですけれども、2段落目の「また」というところで「本事業は、競技施設の防災拠点化の一環として、災害時に帰宅困難者のための一時滞在施設として利用する計画としている」ということで、この施設につきましては、後々震災時に帰ることができなくなった方を一時受け入れるための一時滞在施設という機能を備えていることが書かれてございます。そういうことですので、このことについて非常に重要な機能でございますので、もう少し分かる範囲で定まっていることについて記載していただければいいということで意見をつけてございます。

以上でございます。

○山本会長代理 それでは、御担当の中口委員、何か補足がありましたらお願いします。

○中口委員 今、おっしゃっていただいたとおりなのですが、1の安全面に関しては、先ほども議論がありましたように施設内だけではなくて、最寄り駅などから会場に至るまでの経路におけるバリアフリーが求められる項目だと思いますので、それを現在策定中のアクセシビリティ・ガイドラインに沿った形で配慮していただきたいという趣旨でございます。

2点目については、この会場に見に来る方と周辺に住んでおられる方、周辺にお勤めの方の3つに分かれると思うのですが、特に臨海副都心ということでお勤めの方が来られるエリアでございますし、一時滞在施設としての利用が想定されていることですので、その辺を少し具体的にされたほうがいいのではないかと趣旨でございます。

もう一点は、ここには書いていないのですが、周辺には危険施設と申しますか、そういうものがあるかどうかを現地で確認しましたところ、それほど危険であるという施設は近くにないことは確認しておりますので、特にそれについての言及はさせていただいていないところでございます。

以上です。

○山本会長代理 ありがとうございます。

それでは、委員の先生方、御意見、御質問はございますでしょうか。

中杉委員、どうぞ。

○中杉委員 このアセスに直接かかわる話ではないかもしれませんが、411ページに締め固め工法による液状化対策を計画しているということなのですが、液状化対策というのは、具体的にはどの程度のことを考えておられるのか。この施設の地盤は液状化で免震構造だからそこはしっかりしている。だけれども、周りはどうなのだということを意見として何かを出すということではなくて、質問として液状化対策というのはどういうことを考えておられるのか、御説明をいただければと思います。

○臼井施設調整担当課長 実際書かれている内容としてはこの施設に対しての記載と考えるとございますけれども、実際に液状化対策として、この工法で記載している以上の詳細な情報が今ありませんので、後ほど確認させていただく形で進めさせていただければと思います。よろしく願いいたします。

○山本会長代理 ほかに何かございますでしょうか。

平手委員、どうぞ。

○平手委員 Tokyo2020アクセシビリティ・ガイドラインを策定中ということですが、その辺で多少違和感があるのは策定中である一方で、それぞれの施設については計画が進んでいる。仮にガイドラインにバッティングするようなことが起きた場合、見直しということがあり得るのかどうか。見直しをすることはもう想定しないでやっているということであれば、逆にガイドライン自体がゆがめられてしまっているという危険性はないのか。そのあたりはいかがなんでしょうか。

○山本会長代理 どうぞ。

○臼井施設調整担当課長 そのあたりについてですけれども、先ほど事務局から説明させていただいたとおり、既に暫定版としてハード部分については定められてございますので、それに基づいて今は設計等を進めているところでございます。

○平手委員 暫定版というものが最終版ではないわけですよね。

○臼井施設調整担当課長 そういう意味では、ハード面については固まっておりますので、ソフト的な部分が最終的に完成版として整理を進めているところでございます。

○平手委員 ハード面については、ほとんど完成版と考えていらっしゃるということですね。

○臼井施設調整担当課長 そうです。

○山本会長代理 よろしいでしょうか。

○川道オリパラアセスメント担当課長 補足なのですけれども、今、平手委員が最後におっしゃられたのはそのとおりでございます。年明けぐらいに暫定版ということで施設のハードの部分といったものについて先行して仕様を固めて、基本的には、施設管理者の東京都なり国という新しい施設をつくる担当者はもちろんのこと、駅の関係者、いわゆる交通関係者といったバリアフリーに関係があるような方々に対しても、こういったガイドラインをつくったので、改修をしますとか何かしらそういったことをする場合には、このガイドラインに沿ってやっていただけると助かりますということで、あくまでガイドラインですので強制力があるわけではないのですけれども、お願いしますということで進めているということです。

それとは別に、例えば案内板あるいは人の手によるものという施設整備のように時間のかからない対策についても引き続き今検討しているということで、それが全部できると完成版となるということです。

○山本会長代理 ありがとうございます。ほかに何かございますでしょうか。

この公園というのは、広域避難区域に指定されているのですか。

○川道オリパラアセスメント担当課長 今、すぐにそれが出てこないのですけれども。

○山本会長代理 いいです。施設の話なのだけれども、辰巳の森海浜公園がそういう区域に指定されているのだったら一層いいと思ったのです。

○川道オリパラアセスメント担当課長 今、すぐにページが出てこないのですけれども、辰巳の森海浜公園とその隣に夢の島の公園がありますので、この2つが周囲一帯の中では非常に大きな公園になっているので、恐らく広域避難場所になっているのではないかとはいえます。

○山本会長代理 分かりました。

それを前提にして、これが一時滞在者の利用云々の拠点になるということで理解しております。ありがとうございます。

ほかに何かございますでしょうか。「安全」、「消防・防災」という観点ですけれどもよろしいでしょうか。

それでは、御意見がないようですので、「安全」と「消防・防災」につきましては指摘の趣旨を評価委員会意見案に入れることにいたします。

続きまして、中項目「交通」の中の小項目「交通渋滞」、「公共交通へのアクセシビリティ」、「交通安全」について審議を行います。この項目は片谷委員に検討していただいておりますので、後ほどまた説明をいただきますけれども、事務局から内容の説明をお願いいたします。

○川道オリパラアセスメント担当課長 それでは、資料2-6で説明いたしますけれども、その前に御質問があった広域避難場所はやはり指定されているということでございました。

それでは、資料2-6をお開きください。

「審議資料

項目：交通（交通渋滞、公共交通へのアクセシビリティ、交通安全）

担当：片谷委員」

意 見

【交通渋滞、公共交通へのアクセシビリティ、交通安全 共通】

- 1 計画地の周辺には多くの工事用車両の走行が考えられることから、安全走行の徹底を図ることはもとより、これらの車両が市街地で待機や違法駐車等をするのがないよう、運転者への指導を徹底するなど、必要な環境保全措置を講じ、周辺地域におけるより一層の交通の円滑化及び交通安全の確保に努めること。

【交通渋滞】

- 2 計画地北側の特別区道江470号において無電柱化工事が計画されていることから、工事に当たっては、関係機関等と十分な協議を行い、事業の実施に伴う工事用車両の影響をできる限り低減するよう努めること。

【交通安全】

- 3 工事用車両の走行ルートの一部である特別区道江457号及び江470号は児童・生徒の通学路として利用されていることから、走行に当たっては、より一層の交通安全の確保に努めること。また、計画地周辺は多くの公園利用者等が通行することから、工事用

車両の計画地への出入には安全確認を徹底するなど、十分な環境保全措置を講じるこ
と。

以上、3点でございます。

1点目につきましては、他の施設に関するアセス図書についても同じような意見をつけさせ
ていただいているのですけれども、意見見解書の読み上げはしないのですけれども、意見に
も出ていますが、交通の安全あるいは工事用車両がとまったり、あるいは工事関係者の駐輪
等々によって渋滞をしたりすることがないように配慮していただきたいという意見もいただ
いておりまして、それについて徹底を図りたいというものを重ねて意見として述べている
ものでございます。

「交通渋滞」の2番ですけれども、意見見解書の27ページ「(2) その他」で書いてござい
ますけれども、「意見の内容」で「(1) 工事用車両の通行ルートとなっている江470号のう
ちオリンピックアクアティクスセンター北側の区間については、来年度から平成31年度にか
けて無電柱化工事を施工予定である」ということが書かれてございます。

470号で無電柱化工事が行われるということなのですけれども、評価書の435ページをお開
きいただけますでしょうか。「図9.20-1 計画地周辺の主要公共施設（教育・福祉・医療施
設等）」という図になりますけれども、破線で囲まれたオリンピックアクアティクスセンタ
ー計画地の北側に東西方向に「特別区道 江470号」というものがございます。こちらで無電
柱化工事が行われるということになってございまして、オレンジの線で書かれていますとお
り江470号というのは工事用車両の発生ルートに含まれているということでございます。こち
らを通らないルートはなかなか難しいのかなということで、通るのはやむを得ないのかなと
いう気はしますので、そこまでは求めませんが、無電柱化工事が行われるということは片側
車線の制限がかかったり、いろいろな工事の影響がありますので、工事の関係者あるいは区、
あるいは交通管理者等々と十分に連携を図ってくださいというものでございます。

3番目の意見は、同じく435ページを御覧いただきたいのですけれども、「凡例」の左下に
通学路の凡例がございまして、黄緑色で書かれている線が通学路になるのですけれども、図面
の計画地の北側、同じく「特別区道 江470号」と「辰巳の森海浜公園」の南側に「特別区道 江
457号」が同じく東西方向にございまして、こちらが通学路になってございまして、工事用車両
の集中ルートあるいは発生ルートの通り道になっているということでございますので、安全
に配慮していただきたいということが3番で書かれているということでございます。

以上でございます。

○山本会長代理 片谷委員、補足説明がございましたらお願いします。

○片谷委員 今、御説明していただいたとおり、1番目の意見についてはもうこれまでほかの施設でも同様のことを指摘させていただいたもので、特にこの場所に限った話ではございません。

ただ、今までのほかの施設と違うことは、アクアティクスセンターというのは接している道路の幅員が今までのほかの施設に比べて際立って狭いという特徴がありまして、例えば我々が現地調査に行ったときもバスが駐車場になかなかうまく入れなくて苦労したぐらい道幅が余り広くない。大型車がようやくすれ違えるレベルの幅しかありませんので、例えばそこに工事用車両がごくごく短時間でもとまってしまえば、それが渋滞の原因になるようなことが一番起こりやすい条件の施設になります。ですから、今までほかの施設で出した意見と同様ではあるのですけれども、より重要性が高いということは言えるかと思っております。

それから、無電柱化工事があるから工事用車両を全く通さないというのは、今、川道課長が説明されたように無理であろうと私も思っておりますけれども、これも公共事業ですからできるだけ事前の調整を図って、その影響が出にくいような工夫を最大限していただくことが必要であろうということです。

通学路の問題は、幅員はそんなに広くない道路ではありますけれども、一応歩道がありますので、歩道を歩いてくれる分には、工事用車両が走行することによる安全性の欠如は出てこないだろうと思っておりますけれども、これはもちろん地元の学校の指導にもよるわけですが、きちんと歩道を歩いてもらう指導も必要でしょう。例えば北側の470号という道路は、道路の北側の歩道を歩いてくれる分には問題がないのですが、うっかり南側を歩かれてしまうと工事区域に出入りする車が歩道を横切りますので非常に危ない。もちろんそういうところには誘導員を立てるだろうとは思いますが、子供は予期せぬ行動をとりますので、そういうことが起こらないような指導を学校とも協力してやっていくことが必要だろうと思っております。事業者側としては、通学の子供たち等の動線がバッティングするような場所があれば、そこには常に誘導員を立てるような対策がもちろん必要なのですけれども、それ以外に学校との協議というのも含めて十分な準備をしていただきたいという趣旨の指摘でございます。

○山本会長代理 ありがとうございます。

アクセシビリティと交通安全の2点につきまして、今、片谷委員から補足説明をいただきましたけれども、委員の先生方、御意見、御質問はございますでしょうか。

道が狭いというのは、やはり注意しないといけないということと、大型車がそういうところに入ってくるということなので一層注意しないといけないのだらうと思いますけれども、片谷先生がおっしゃったように学校との協力というのも確かに必要だと思います。

よろしいでしょうか、御意見がもしございましたら。なければ移ります。

それでは、御意見がないようですので、「交通渋滞」、「公共交通へのアクセシビリティ」、「交通安全」につきましては、指摘の趣旨を評価委員会の意見案に入れることにいたします。ありがとうございました。

オリンピックアクアティクスセンターで本日予定しておりました項目別審議は、これで終了いたします。他の項目については後日また審議することになっております。

次に、議事の2番目「有明アリーナについて」の評価書案の項目別審議をこれから行います。

まず初めに、大項目分類の中の環境項目における中項目「主要環境」の小項目「大気等」につきまして審議を行いたいと思います。こちらも片谷先生に御検討していただいております。

それでは、「大気等」につきまして事務局から説明をお願いします。

○川道オリパラアセスメント担当課長 それでは、資料3-1を御覧ください。

「審議資料

項目：主要環境（大気等）

担当：片谷委員」

意 見

【大気等】

- 1 工事用車両の走行に伴う大気等の評価において、近接して環境影響評価条例の対象事業が計画されていることから、当該計画の影響を考慮すること。

【大気等】

- 2 建設機械の稼働に伴う大気等の評価において、最大着地濃度地点では本事業による寄与率が高い上に、二酸化窒素については環境基準を超えている。このため、環境保全措置を徹底するとともに、より一層の環境保全措置についても検討すること。

以上、2点でございます。

まず、1点目につきまして、有明アリーナの評価書案の83ページに「図9.1-13 工事用車両の走行に伴う影響の予測地点」というものがございます。図のちょうど中央に「有明アリーナ」と書かれて、赤の破線で囲まれたところが計画地でございます。図でいうところの有明

アリーナの真南になります。左下に「有明コロシム」がありますけれども、「有明コロシム」の道路を挟んだ北東側の敷地、非常に小さい字なのですが、「有明二丁目」と書かれた大き目の長方形の敷地がございまして、これが先般行われました「江東区有明北3-1地区開発計画」という都の条例のアセスメントの対象地になっておりまして、住宅、商業、事務所の複合施設が建つものでございます。

この臨海地域は、比較的幹線道路が限られていますというか決まっております、今回の条例のアセスメントの工事用車両の走行ルートも、主要な道路という意味では重複する部分が多々あるということでございます。例えば有明二丁目の計画地のちょうど右側といいますか、東側に「No. 2」と書かれている交通断面の地点があるのですけれども、これが有明通りになります、こちらが有明アリーナの工事用車両の交通と重複する断面になります。今、有明アリーナのアセスメント図書では、条例のアセスメントの「江東区有明北3-1地区開発計画」の工事用車両については今のところ含んでいなくて予測評価を行っていますので、これについても考慮していただきたいという意見でございます。

それから、「大気等」の2番につきましては、評価書の106ページの「表9.1-40 (1) 建設機械の稼働に伴う二酸化窒素の影響の評価」がございまして、こちらの「将来濃度」の「日平均値の年間98%値 (ppm)」を御覧ください。0.063ppm (寄与率 36.2%) になってございます。二酸化窒素の濃度の環境基準は0.04ppm~0.06ppmになってございますので、0.06ppmを若干超えているということで環境基準の範囲よりも少し上回っているということでございまして、寄与率も36%とやや高いということでございまして、環境保全の措置を一応対策としてやりますと書いていただいているのですけれども、より一層配慮していただきたいという意見を添えてございます。

以上でございます。

○山本会長代理 それでは、片谷委員、補足説明をお願いいたします。

○片谷委員 今、事務局から説明していただいたように、この施設についても近隣に条例アセスの対象事業があって、そのアセス手続が行われたところでございます。今度のケースは民間事業ですので、そちらの事業者には注文をつけて何かをさせるというのは制度上困難なわけなのですが、ただ、アセスの結果が既に出ていますので、それも加味してどうなるのかというところを見ておく必要があるだろうということで、指摘をさせていただいたという趣旨でございます。それが1番目です。

2番目は、先ほどのアクアティクスセンターと同じといいますか、これは都内の大規模な事

業では常に起こることですので、それと全く同じ趣旨の意見でございます。

○山本会長代理 ありがとうございます。

それでは、御質問、御意見はございますか。

中杉委員、どうぞ。

○中杉委員 1番目の指摘に若干似たような話なのですが、これは工事ではなくて、現地調査をやっておられたのですが、ここは新市場が上にできますよね。多分、交通量などにも影響があるのではないかと思うのですが、どのぐらいと見込まれているのですか。多分、市場のアセスのときに交通量がどのぐらい増えるということの予測もしていると思いますけれども、余り増えていなければ現状でいいのかと思うのですが、それが増えてくるとそもそも基盤の道路交通が少し増えて、それにさらに上乘せしてという話で考えないといけないのかと思ったものですから。

○山本会長代理 豊洲新市場の交通とのかかわりですね。

○臼井施設調整担当課長 新市場の交通量の増加分については既にバックグラウンドに含めて考慮してございます。

○山本会長代理 よろしいでしょうか。

○川道オリパラアセスメント担当課長 補足なのですが、有明アリーナの評価書案の85ページの「(ウ) 予測条件」の「a. 大会開催前の将来交通量」の2段落目になります。「有明北地区における将来基礎交通量は豊洲新市場の関連車両台数を考慮した値とした。本事業の予測地点であるNo.1地点は豊洲新市場の関連車両走行ルートではないため現況交通量を将来基礎交通量とした」ということで、どのぐらいの割合に相当するのかというところまでは、今、ここではすぐに分からないですけれども、反映はしていますということでここに書いてございます。

以上でございます。

○山本会長代理 よろしいですか。ほかに御意見、御質問はございますか。

1番の意見については、先ほどのアクアティクスセンターは都の関係の事業ということで、事業者が東京都で、こちらは民間なので、都の場合は少し調整ができるけれども、民間の場合はちょっと難しいという違いはあるけれども、意見としては十分考慮の上、予測をしてくださいという意見をつけさせていただいているという理解でよろしいでしょうか。

ほかに御意見、御質問はございますでしょうか、よろしいでしょうか。

それでは、御意見がないようですので、「大気等」につきましては指摘の趣旨を評価委員

会意見案に入れることにいたします。

次に中項目の中の「安全・衛生・安心」の中の小項目「安全」と「消防・防災」について審議を行います。こちらは中口委員に検討していただいております。

「安全」と「消防・防災」につきまして、事務局から説明をお願いします。

○川道オリパラアセスメント担当課長 資料3-2をご覧ください。

「審議資料

項目：安全・衛生・安心（安全、消防・防災）

担当：中口委員」

意 見

【安全】

- 1 東京都等が定めた移動円滑化等に係る計画、要綱等のほか、策定が進められている「Tokyo2020アクセシビリティ・ガイドライン」に基づき、だれもが安全に利用できるよう努めること。

【消防・防災】

- 2 一時滞在施設としての利用を想定した施設としていることから、受け入れ人数や備蓄など、計画建築物における帰宅困難者対策について具体的に説明すること。

以上、2点でございます。

まず、1の「安全」でございますけれども、今度は有明アリーナの意見見解書の24ページの下側の囲いです。「10. 公共交通へのアクセシビリティ」ですけれども、こちらの「実施者の見解」の(1)の3段落目のところです。「『Tokyo2020アクセシビリティ・ガイドライン』に基づき、都有施設については必要な対応を行っていく」。あわせて、他の施設管理者につきましても働きかけを行っていきますということで、答えとしてはアクアティクスセンターの場合と同じになるのですけれども、こういったものが有明アリーナについても書かれているということでございます。意見もアクアティクスセンターの場合と同様でございます、アクセシビリティ・ガイドラインに基づいてやっていきますということで意見見解書に書かれていますので、そのとおりお願いしますという意見を重ねて申し上げているところでございます。

「消防・防災」につきましては、分厚い冊子の評価書案の384ページの下に「なお」書きで書かれているのが下から2段落目でございます。「本事業では、災害時における帰宅困難者の一時滞在施設としての利用を想定しており、主にサブアリーナ、コンコース、会議室等など

での受入れを計画している」ということです。

意見につきましても、アクアティクスセンターの場合と同様でして、一時滞在施設というのは非常に重要な機能を持つ施設でございますので、今、計画が分かる範囲でもう少し書き込むようなことがあれば、詳しく書いていただきたいという意見でございます。

以上でございます。

○山本会長代理 それでは、御担当の中口委員、ただいまの説明につきまして補足がございましたらお願いします。

○中口委員 この意見については、先ほどのアクアティクスセンターと全く同じ表現になってございます。結果的に、立地特性等は非常に類似しておりますので、こういう表現になってしまうのですが、こちらは四方のうち二面が防潮堤一枚で区切られていて、要するに水面に面しているところが多少違うので、高潮対策とかその辺の必要性はより高いとは思っています。ただ、それは特段意見の中で述べることもないかと思っておりますので、配慮していただきたいと思っております。あと、周辺に特段重要な危険施設もないことは確認しております。

以上です。

○山本会長代理 ありがとうございます。

それでは、御意見、御質問はございますでしょうか。

1番は念押しになりますけれども、2番は多少違うところになります。よろしいでしょうか。

御意見がないようですので、「安全」、「消防・防災」につきましては指摘の趣旨を評価委員会意見案に入れることにいたします。ありがとうございます。

次に、中項目の中の「交通」、その中の小項目「交通渋滞」、「交通安全」について審議を行います。この項目も片谷委員に検討していただいております。

事務局から説明をお願いします。

○川道オリパラアセスメント担当課長 それでは、資料3-3を御覧ください。

「審議資料

項目：交通（交通渋滞、交通安全）

担当：片谷委員」

意 見

【交通渋滞、交通安全 共通】

- 1 計画地の周辺には多くの工事用車両の走行が考えられることから、安全走行の徹底を図ることはもとより、これらの車両が市街地で待機や違法駐車等をすることがないよ

う、運転者への指導を徹底するなど、必要な環境保全措置を講じ、周辺地域におけるより一層の交通の円滑化及び交通安全の確保に努めること。

【交通渋滞】

- 2 近接して環境影響評価条例の対象事業が計画されていることから、工事に当たっては、当該事業者等と十分な協議を行い、事業の実施に伴う工事用車両の影響をできる限り低減するよう努めること。

【交通安全】

- 3 工事用車両の走行ルートの一部である特別区道江615号及び江616号は児童・生徒の通学路として利用されていることから、走行に当たっては、より一層の交通安全の確保に努めること。

以上、3点でございます。

1点目につきましては、アクアティクスセンターの際と全く同じ意見でございます、説明の中身も基本的には同じですので割愛させていただきます。

2番の意見でございます。29ページには「図7.2-7 工事用車両の走行ルート」が書かれています。先ほどちょっと御説明しましたとおり、有明アリーナの計画地の少し南の有明コロシアムの北東側の敷地がいわゆる条例の対象になっています「有明北3-1地区開発計画」でございます、先ほど御説明したとおり、条例アセスの対象となっている開発計画と有明アリーナの開発計画とは工事用車両の主要な走行ルートが重なっているところで、交通量の増加が見込まれるということでございますので、工事用車両の走行の影響が大きくならないように、「有明北3-1地区開発計画」の事業者あるいは交通管理者等々と連携を図って、交通渋滞の緩和を図っていただきたいということでございます。

3番目の意見でございますけれども、401ページ、「図9.18-3 計画地周辺の主要公共施設（教育・福祉・医療施設等）」でございます。「凡例」の左下に黄緑色の線で「通学路」と書かれているものがございます。意見で「特別区道江615号及び616号は児童・生徒の通学路」と書かれているのですけれども、「有明テニスの森」、「有明コロシアム」と書かれている敷地の北側、南西側から北東側にかけて通っている道路が江615号でございます。「有明コロシアム」のすぐ右側に「都道484号豊洲有明線」という道路が通っているのですけれども、この交差点から西側が江615号、この交差点から東側が江616号という連続した区道になってございます。615号、616号というのは南西から北東にかけて黄緑色の「通学路」ということで書かれているのですけれども、これが工事用車両の通行ルートと重なっている通学路にな

りますので、特に配慮を求めたいということになっております。

有明アリーナの意見見解書の25ページの上側の囲いで、「11. 交通安全」と書かれています。上から2行目のところで「特別区道江615、616号線については、通学路の安全確保のため現在、特殊車両の通行を原則禁止している」。

3段落目の中ごろから「同ルート上のかえつ学園西交差点では平成26年に貨物車と歩行者（下校途中の小学生児童）の交通死亡事故が発生しているため、交通事故再発防止に万全を期すこととされたい。同ルート周辺は学校や高層住宅が多く、子どもを含む歩行者・自転車利用者が多数通行する場所である。工事用車両増加による交通事故が発生しないよう、交差点右左折時の徐行と安全確認、歩道進入時の一時停止と安全確認を行われたい」ということで、事故があったこともございまして、意見が随分と丁寧に書かれているということでございます。

それに対しまして、「実施者の見解」ということで右側2段落目に書いてあるのですけれども、「工事用車両の走行に当たっては、交差点右左折時の徐行及び安全確認、歩道進入時の一時停止及び安全確認を行うよう運転者に対する指導を徹底させ、歩行者の交通安全に努めます」ということで、きちんと丁寧に対応しますと書かれているのですけれども、意見でも丁寧な対応を求めたいということでは書かれていますので、重ねて意見で述べさせていただいたということでございます。

以上でございます。

○山本会長代理 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして、片谷委員、補足がございましたらお願いします。

○片谷委員 今、御説明していただいたとおりの趣旨なのですが、1番目は前のものと全く共通ですので、私から補足することは特にございません。

2番目は、先ほどの「大気」のところでも申し上げましたように、近隣に民間事業の条例アセス対象事業があるということで、交通の問題に関しても当然両者の影響が重なるケースがあり得る状況ですので、これについては民間事業といえども事業者間の協議は可能ですので、民間側に無理を押しつけるようなことはできないにしても、例えば工事計画等の情報交換を密にすることによってピークの低減を図るといった対策が可能ですから、そういう努力をしていただきたいという趣旨でございます。

3番目の通学路の問題ですけれども、先ほど御説明していただいた401ページの地図ですけれども、赤丸の3、4が小中学校で、ここに通学する生徒がかなりいるわけです。当然テニス

の森やコロシウムはスポーツ施設ですから住んでいる人はいないわけですが、先ほど説明のあった区道の615と616のルートは北側に建っているビルは多くはマンションなので、そこに住んでいる家庭の子供たちは赤丸の3、4の学校に通っていますので、その通学路が工事用車両のルートと重なるということです。歩道があるとはいえ、先ほども申し上げましたけれども子供は予期せぬ行動をとることがありますので、この辺も学校側との協議等をできるだけ細かくやっていただいて、安全確保に努めていただきたいと思います。

何で工事用ルートが余り広くない区道を通るようになってきているのかというのは、私が事業者を弁護する発言をするのは変かもしれないのですが、401ページの地図で上の豊洲市場をぐるっと回って青い線が引かれているわけですが、こうしないと事業区域に左折で入れないという事情がありまして、こう回らざるを得ないのです。ですから、これはもうやむを得ないことだろう。

それから、なぜ下の首都高の横にある一般国道357号から1つ手前で曲がって、この区道を通って市場に行くルートを通るのかというのは、357号と都道484号は立体交差しているのでここは曲がれないということで、1つ手前で右折して、ジグザグ状態に市場に行かざるを得ないということなので、これはもう変えられないだろうという気がしております。ですから、ルートの変更という対策ではなくて、このルートはやむを得ないとしても、最大限の安全対策を施していただきたいという趣旨で意見をつけさせていただいております。

○山本会長代理 ありがとうございます。

ルートは変えられないということですので、安全については最大限に注意していただきたいということです。

それでは、御意見、御質問はございますでしょうか。

中杉委員、どうぞ。

○中杉委員 先ほどの大気汚染のところも、交通渋滞のところもそうなのですが、他の環境影響評価条例の事業だということで確かにそのとおりで、あるいは現状の事業はそのとおりだろうと思うのですが、実はオリンピック施設の有明体操競技場がすぐそばにあるわけです。これのほうがもっと近い話なので、それとあわせてやると、もう交通量は格段にまた違ってくる話だろうと思います。多分、そちらはまだ固まっていないので評価ができないのだろうと思うのですが、そちらの評価書が出るときには、評価書としては別なのかもしれないけれども、こういうふうにかざるを得ないのかもしれないが、両方合わせてどうなのかという評価をしていただく。これは一つの懸案として、オリンピック施設全

般に関していろいろなものが重なるのではないかということは前から言われていますので、そこら辺についても評価をしていただく必要があるのだらうと思います。そうしないと、個別については大丈夫だといっても、今回は周りを評価しなさいと言っているけれども、もっと近くに同じ業者としてやるものがあるわけですから、そこら辺は十分考えた上で対応していただく必要があるかと思います。

○山本会長代理 今の御指摘にあった体操の体育館の計画がまだ固まっていないということなのですけれども、事務局では大体どの時点でできると把握されているのでしょうか。

○臼井施設調整担当課長 今、おっしゃられていたように周辺の競技会場とのそれぞれを考慮したようなアセスにつきましては、これまでも多数の御意見をいただいていると考えてございますので、事務局としましても、その方法について検討させていただいているところでございます。体操の体育館は今年度にまたご覧いただくことになるかと思っておりますので、その際にまた御相談させていただければと思っておりますのでよろしく願いいたします。

○山本会長代理 これは、中杉委員が随分前からおっしゃっていたことで、いろいろなところで工事が一気に始まるので複合的なことをちゃんと見なければいけないとおっしゃっていますので、もし工事時期等が確定して、影響評価が可能であればそういうことを十分勘案してほしいということだと思います。それでよろしいでしょうか、そういう御意見も付しておきます。

ほかに何かございますでしょうか。

中口委員、どうぞ。

○中口委員 確認なのですけれども、先ほど片谷委員が言われた3、4の小学校に至る通学路で、子供たちが車道を渡らなければいけない部分というのは、都道484号と交差する部分と304号を横断歩道で渡って、この2カ所だけという理解でよろしいでしょうか。

○山本会長代理 これは、事務局からお答えください。

○川道オリパラアセスメント担当課長 基本的にはそうなりますけれども、例えば片谷委員がおっしゃられたように、区道の北側の敷地にマンションがたくさん建っているのですけれども、ずっと東に行きまして都道484号の交差点をまず渡って、ここでクロスします。それから、有明通り、都道304号でクロスします。今度は区道を南にといいますか、小学校側に交差点をもう一回渡るということで、3回横断歩道を渡ることになります。有明アリーナ側から小学校側に渡る南北方向の横断歩道を渡るときに交通事故があったということですので、その3カ所について特に配慮が必要かと考えています。

○山本会長代理 よろしいでしょうか。

横断歩道は3つあるけれども、その3カ所について十分考えているということであります。

ほかにいかがでしょうか、「交通渋滞」、「交通安全」という項目ですけれども、御意見、御質問はございませんか、よろしいでしょうか。

それでは、御意見がないようですので「交通渋滞」、「交通安全」につきましては、指摘の趣旨を評価委員会意見案に入れることにいたします。

これで、本日予定しておりました有明アリーナの項目別審議は終了いたします。ほかの項目については後日また審議するということになっております。

最後です。議事3「選手村について」というものがございますけれども、「フォローアップ計画書の報告」になります。

事務局から説明をお願いします。

○川道オリパラアセスメント担当課長 それでは、選手村につきましてですが、昨年10月に評価委員会で御審議いただいた後にアセス実施者でありますオリンピック・パラリンピック準備局へ環境局長意見で送付いたしました。その意見を踏まえまして、オリンピック・パラリンピック準備局が評価書を作成しまして、昨年12月に評価書の公表を行っているところでございます。その後、フォローアップ計画書が作成され、4月26日に公表されましたのでオリンピック・パラリンピック準備局からその報告をさせていただきます。

○臼井施設調整担当課長 それでは、フォローアップ計画書について説明させていただきますが、今、川道課長からもあったとおり、選手村につきましては昨年12月に評価書を作成いたしました。これを平成28年1月の委員会において報告させていただきました。その後、評価書にございました予測評価に対する追跡調査を実施していくため、選手村のフォローアップ計画書を作成しまして、4月26日に環境局長に提出いたしましたところでございます。今後、この計画書に基づきまして調査を行いまして、報告書をまとめていくということとなっております。フォローアップ計画書の内容について担当から説明をさせていただきます。

○オリンピック・パラリンピック準備局 それでは、フォローアップ計画書の内容につきまして御説明させていただきます。

お手元のフォローアップ計画書の冊子を御覧いただけますでしょうか。

3ページから選手村の計画の目的や内容について整理をしているところでございます。この中で評価書を昨年12月に出してございまして、そのときの事業計画の内容から若干一部変更になった点がございますので、そちらについて説明をさせていただきます。

フォローアップ計画書の6ページの「4.2.4 計画の変更理由及び概要」で御説明をいたします。そのところに表4-2-1として表が書いてございますが、このように建築計画と施工計画について一部評価書から変更がございました。

まず、建築計画につきましては8ページに「配置計画図」という図面がございます。こちらの計画地の中を赤い点線で囲ってございますけれども、5-3街区、5-4街区、5-5街区、5-6街区の各街区に大会中の選手村の宿泊施設として、一時利用される施設が建築される計画でございます。こちらの配棟、棟数、階数、建物形状、計画戸数、延べ床面積、建築面積につきまして、若干幾つかの修正、変更が出てございました。それから、5-7街区という街区がございますけれども、こちらの施設を評価書の段階では大会開催後に建築する計画でございましたが、5-7街区の建築物を大会の開催前に建築することになりました。そのため、施工計画につきましても5-7街区の工事が新たに加わったという変更がございました。

続きまして、21ページでございます。

通常の条例の環境アセスメントで、このような事業計画の変更があった場合には変更届という図書を出すこととなりますけれども、オリンピック・パラリンピックの実施段階アセスでは変更届は出さずに、フォローアップ計画書の中で少し予測評価の見直しの必要性などについて検討しております。先ほど申し上げたとおり、一部の建築計画や施工計画が変更になるのですけれども、評価書で対象としておりました、計画地の全体としての位置ですとか範囲についての変更はございません。

それから、施工計画も一部変更になりましたが、工事全体としての工事用車両の走行がピークになるような時期あるいはピークの台数といったものにも変更はございません。そういった観点から、今回のフォローアップ計画書の中では「廃棄物」と、22ページの「温室効果ガス」と「エネルギー」の3項目については、今回の計画の変更に伴いまして予測評価の見直しを行わせていただいております。その結果につきましては、フォローアップ計画書の後ろに資料編として掲載しておりますので、説明は割愛させていただきますのでご覧いただければと思っております。

フォローアップ計画の内容といたしましては25ページからになります。

各項目につきましてどのような調査を今後やっていくのかといったことが記載されておりますけれども、43ページにそれらの各項目をまとめた一覧表がございますので、43ページで御説明をさせていただきます。

43ページにフォローアップ計画の全体の工程表が書いてございます。「工事工程」といた

しまして上に書いてございますが、これから工事が始まっていきます。その下段に「フォローアップ調査工程」といたしまして、「土壌」、「生物の生育・生息基盤」、「生物・生態系」、「廃棄物」、「エコマテリアル」、「温室効果ガス」、「エネルギー」、「移転」、「交通渋滞」、「公共交通のアクセシビリティ」、「交通安全」と評価書で予測評価の対象といたしました各項目につきまして、どのタイミングで調査を行って、フォローアップの報告を行うのかといったところを記載してございます。

基本的には、工事を実施している段階ですと継続的にモニタリングの状況といったものについても情報を収集してまいります。それから、移転につきましては工事が始まった直後の段階で状況の確認ができるかと思っておりますので、早い段階で調査を行うということを考えてございます。

「交通渋滞」につきましては、事前の工事用車両の台数といたしまして、工事着工後20カ月目がピークになろうかということで今計画してございますので、この20カ月目の段階で交通渋滞は現地で調査を行いまして、確認をしてまいりたいと考えてございます。

これらの一連の調査を行いまして、平成29年1月ぐらいの段階で一旦工事の施工中のフォローアップの報告をさせていただければと考えてございます。その報告の後に、工事中に関しましても情報は収集いたしまして、工事が終わって建物が竣工した後、生物の生育・生息基盤ですとか生物の生態系につきましても、再度現地の確認をいたしまして、工事中の情報もあわせて工事の完了として、もう一旦フォローアップの報告をさせていただくという計画でございます。

説明としては以上でございます。

○山本会長代理 ありがとうございます。

白井課長、以上でよろしいでしょうか。

○白井施設調整担当課長 以上です。

○山本会長代理 それでは、ただいまの説明につきまして御質問等はございますか。これは報告事項ですので質問があればお受けいたしますけれども、変更があったということで見直しを行う環境項目とその時期が今示されておりますけれども、よろしいでしょうか。中杉先生、よろしいですか。

片谷先生、どうぞ。

○片谷委員 今、工事のピークを想定してフォローアップの調査の時期を設定されているという御説明がありましたけれども、工事の工程は今後恐らくかなり見直しも起こり得ること

だと思しますので、そういうピークの時期が変動する場合も当然あり得ると思しますので、このフォローアップの調査の実施時期についても柔軟に対応していただいて、本当のピークを捉えた調査をしていただくようお願いしておきたいと思します。

○山本会長代理 ありがとうございます。

ほかに御意見、御質問はございますでしょうか、よろしいでしょうか。

そのほか、本日は事務局から説明をいろいろ受けましたけれども、質問はございませんでしょうか。全体でも結構ですけれども、きょうは審議したことで言い忘れたというのがありましたら、よろしいでしょうか。

それでは、ほかに御発言がないようですので、これをもちまして本日の評価委員会を終了させていただきます。

(午前11時40分閉会)